

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(人の力を補うため原動機を用いる自転車<small>の基準</small>)</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。</p> <p>(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二(三輪の自転車であつて牽引<small>ひ</small>されるための装置を有するリヤカー)を牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、(三)</p> <p>(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値(三輪の自転車であつて牽引<small>ひ</small>されるための装置を有するリヤカー)を牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値)</p> <p>〔ハ・ニ 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(人の力を補うため原動機を用いる自転車<small>の基準</small>)</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二</p> <p>(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値</p> <p>〔ハ・ニ 同上〕</p>

二 「略」

(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準)

第一条の四 法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 高さ 百二十センチメートル(ヘッドサポートを除いた部分の

高さ)

二 「略」

2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができな者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

二 「同上」

(原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準)

第一条の四 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 高さ 百九センチメートル

二 「同上」

2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができな者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。